

ホスティングサービス契約約款

令和6年10月18日

KDDI 株式会社

目 次

第 1 章～第13章 削除

別記 削除

料金表 削除

別表 削除

附則

第 1 章～第13章 削除

別記 削除

料金表 削除

別表 削除

附 則

(実施期日)

この約款は、平成20年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年4月30日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年12月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったホスティングサービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じたホスティングサービスに関する損害賠償については、なお従前のとおりとします。

4 削除

5 削除

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社のDNSホスティングサービス契約約款（以下「廃止約款」といいます。）の規定により締結しているDNSホスティングサービス契約（以下この附則において「既存契約」といいます。）については、この改正規定実

施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正約款」といいます。）の規定により締結したDNSタイプに係るホスティングサービス契約に移行したものとします。

（最低利用期間に関する経過措置）

- 3 前項の規定に基づき移行したDNSタイプに係るホスティングサービス契約の最低利用期間は、当社が既存契約に係るDNSホスティングサービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間とします。

（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）

- 4 この改正規定実施前に、廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正約款中にこれに相当する規定があるときは、改正約款の規定に基づき行ったものとみなします。
- 5 この改正規定実施の際現に、廃止約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この改正約款にこれに相当する規定があるときは、この改正約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

（料金等の支払に関する経過措置）

- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、ホスティングサービス契約者は、別記6の(3)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第2表（附帯サービスに関する料金等）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施時期）

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

（実施時期）

この改正規定は、平成23年3月22日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改定規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年5月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年8月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(一部の付加機能の廃止に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能（コンピュータプログラム提供機能（ホームページ解析に係るものに限ります。）に限ります。）については、この改正規定実施の日において、提供の終了の請求があったものとみなして取り扱います。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成21年12月24日付附則第4項を「削除」に改めます。
- 3 平成26年11月1日付附則第3項を「削除」に改め、同第4項中「旧ホスティングサービス及び旧ホームページスタートサービス」とあるのは「旧ホスティングサービス」に改め、同第4項1号中「5,500円」とあるのは「2,520円」に改め、及び同第4項第2号を「削除」に改めます。
(経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 5 この改正規定実施の際、現に提供されている旧ホームページスタートサービスについては、この改正規定実施の日にそのホスティングサービス契約者（旧ホスティングサービスに係る者を含みます。）から旧ホームページスタートサービスの提供の終了に係る申し出があったものとみなして取り扱います。この場合において、そのホスティングサービス契約者は、その終了日の如何にかかわらず、旧ホームページスタートサービスの最低利用期間に係る残余の期間に対応する附帯サービス利用料については、その支払を要しません。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年2月29日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。
(旧Gクラスに係るホスティングサービスの廃止等に関する経過措置)
- 2 平成28年2月29日付附則における次表左欄の規定（以下この附則において「廃止規定」といいます。）について、次表右欄に定める取扱いを行います。

平成28年2月29日付附則における規定	取扱い
第2項 表の左欄中「Gクラス」のもの 表の右欄中「旧Gクラス」のもの	削ります。 削ります。
第3項 表の左欄中「コンピュータプログラム提供機能」 及び「FTPアカウント追加」のもの 表の右欄中「旧コンピュータプログラム提供機能」 及び「旧FTPアカウント追加」のもの	削ります。 削ります。
第4項 (1) (基本利用料) ア (適用) の表 (2) (クラスに係る料金の適用) アの表中 「旧Gクラス」の行 (3) (プランに係る料金の適用) ウ (旧G クラスに係るもの) イ (料金額) ③ (旧Gクラスに係るもの) (2) (付加機能利用料) ア (適用) の表 (1) の行 (2) の行 イ (料金額) ② (旧Gクラスに係るもの) (3) (工事費) ア (適用) の表 (2) の行 イ (工事費の額) (1) 及び (2) の行	削ります。 削ります。 削ります。 「削除」に改めます。 「削除」に改めます。 削ります。 削ります。 「削除」に改めます。

3 削除

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成28年9月1日付附則第3項について、「削除」に改めます。
 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年4月2日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 次表の左欄に定める規定について、右欄に定める取扱いを行います。

平成21年12月24日付附則第5項	削除します。
平成26年11月1日付附則第2項及び第4項	削除します。
平成28年2月29日付附則第2項から第4項	削除します。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年9月2日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったホスティングサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年10月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定に基づき提供されている次表の左欄のホスティングサービスに係るホスティングサービス契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定に基づき提供されている次表の右欄のホスティングサービス（以下この附則において「旧ホスティングサービス」といいます。）に係るホスティングサービス契約（以下、この附則において「旧ホスティングサービス契約」といいます。）に移行したものとします。

ホスティングサービス	旧ホスティングサービス
------------	-------------

- 3 前項の規定により提供する旧ホスティングサービスの提供条件は、次に掲げるもののほか、なお従前のおりとしします。

ア 旧ホスティングサービスに係る料金

第1 基本利用料

1 適用区分	内 容			
(1) タイプに係る料金の適用	ア 当社は、旧ホスティングサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプの種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DNSタイプ</td> <td>複数の旧ホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	タイプの種類	内 容	DNSタイプ
タイプの種類	内 容			
DNSタイプ	複数の旧ホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なもの			
	イ 当社は、1の旧ホスティングサービス契約ごとに1のユーザIDを定め、旧ホスティングサービス契約者にお知らせします。			
	ウ 旧ホスティングサービスは、旧ホスティングサービスに係る利用者が特定装置に接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。			
	エ 当社は、1の旧ホスティングサービス契約ごとに旧ホスティングサービス契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。			
	オ 当社は、旧ホスティングサービス契約者からパスワードの変更の請求があったときは、特定装置にパスワードの変更の登録を行います。			
	カ 当社は、相互接続点を介して特定装置と接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。			

2 料金額

DNSタイプに係るもの

定額利用料

1ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
DNSタイプ	2,800円

	(3,080円)
--	----------

イ 附帯サービスに関する料金等

第1 手数料

1 適用

区 分	内 容
IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行に係る手数料の適用	<p>ア IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行を請求した旧ホスティングサービス契約者は、当社が別に定めるところにより、2（料金額）に定める手数料の支払いを要します。</p> <p>イ 一般トップレベルドメイン名（JPRSが割り当てるドメイン名以外のドメイン名であって、当社が別に定めるドメイン名をいいます。以下同じとします。）又はJPRSが割り当てる汎用JPドメイン名を変更することはできません。</p> <p>ウ 当社は、ドメイン名維持管理料については、日割は行いません。</p> <p>エ 利用することができる独自ドメインの種類は、当社が別に定めるところによるものとし、その登録及び変更は、当社が別に定めるところにより行っていただきます。</p>

2 料金額

(1) 手数料

ア 一般トップレベルドメイン名に係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格 (税込価格))
申請手数料	1ドメイン名ごとに	6,000円 (6,600円)
ドメイン名の変更又は移転に係るもの	1ドメイン名ごとに	30,000円 (33,000円)
指定事業者（登録代行者）の変更に係るもの	1ドメイン名ごとに	6,000円 (6,600円)

(イ) ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格 (税込価格))
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに年額	4,600円 (5,060円)

イ JPRSが割り当てるドメイン名に係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格 (税込価格))

ドメイン名の割当てに係るもの	1ドメイン名ごとに	6,000円 (6,600円)
ドメイン名の変更又は移転に係るもの	1ドメイン名ごとに	30,000円 (33,000円)
指定事業者（JPRSが定める指定事業者をいいます。）の変更に係るもの	1ドメイン名ごとに	3,000円 (3,300円)

(イ) ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格 (税込価格))
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに年額	3,600円 (3,960円)

第2 支払証明書の発行に係るもの 1 適用

内 容	
支払証明書の発行手数料の適用	旧ホスティングサービス契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 (440円)
備 考 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったホスティングサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。